

議案第17号

芽室町中央公民館指定管理者の指定の件

芽室町中央公民館の指定管理者を次のとおり指定しようとするものであります。

令和6年9月3日提出

芽室町長 手 島 旭

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称 芽室町中央公民館

所 在 地 芽室町東3条3丁目1番地

2 指定管理者

所 在 地 帯広市南町南7線56番地7

名 称 一般財団法人帯広市文化スポーツ振興財団

代表者名 理事長 長澤 秀行

3 指定期間

自 令和 7年 4月 1日

至 令和12年 3月31日

説 明

指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

1 審議結果

一般財団法人帯広市文化スポーツ振興財団を指定管理者として適当であると認める。

2 施設名称と所在地

施設名称	所在地
芽室町中央公民館	河西郡芽室町東3条3丁目1番地

3 応募団体（1者）

団体名	所在地
一般財団法人	帯広市南町南7線56番地7
帯広市文化スポーツ振興財団	

4 審議経過

募集期間	令和6年5月30日～令和6年7月10日
第1回選定委員会 (令和6年8月8日)	・募集経過、結果報告、応募者提案内容の説明 ・評価方法の審議 ・提案内容の審議・評価
最終確認 (令和6年8月13日)	・選定評価、結果報告書の確認

5 審議手順

- (1) 募集要項、事業計画書等により要求水準が満たされているか確認した。
- (2) 担当課及び応募団体の同席により、疑問点を確認した。
- (3) 次の表のとおり審議項目と視点を設定し評価を行った。

審議項目	視点	配点
(1)利用者の平等な利用確保	①公共施設として利用の平等性が確保されているか	5
	②利用者接遇に対する考え方	5
(2)利用者に対するサービス向上	①利用者目線のサービス提供に対する考え方	5
	②利用者への情報提供の考え方	10
(3)施設効用の最大限発揮	①公民館講座の企画・運営	5
	②自主事業の企画内容と実現性	10
	③個別事業運営に対する考え方	10
	④利用者の自発活動支援について	5
(4)施設の適切な維持管理	①施設、設備維持の考え方及びその実施する内容	10
	②人員配置・体制(危機管理含む)	5
(5)管理経費の縮減	①管理経費縮減策について	5
	②事業費の妥当性	5
(6)安定した管理能力	①安定した管理能力があるか	5
(7)地域住民の意見の反映	①利用者意見の反映策及び苦情解決	5
(8)提案価格	提案価格	10

6 評価結果について

審議	一般財団法人帯広市文化スポーツ振興財団
総合点数	69.50点／100点

【付点方法】

視点ごとに付点する。配点は通常項目を最大5点、重点項目を最大10点とし、その6割の3点と6点を基準とした。

全項目の合計は100点（基準点は60点）であり、各委員の評価点の平均を総合点数として決定した。なお、総合点数が基準点である60点を超える場合は指定管理者として適当とした。

7 適当と認めた理由について

一般財団法人帯広市文化スポーツ振興財団の総合点数は基準点を上回る69.50点である。

現在、芽室町中央公民館を管理運営しており、指定管理期間中の大きなトラブルもなく、加えて帯広市民文化ホールなどの管理実績もあることから、今後も安定した運営が期待できる。また、毎年度実施している事業評価においても公の施設としての役割を十分認識の上業務に当たっていると評価されている。

次年度以降の業務に係る提案については、これまでの管理実績を踏まえた上で町民ニーズの把握に取り組み、利用促進・サービス向上に努めるとともに、自主事業においては商業と文化芸術や生涯学習を融合させた賑わい創出事業の企画・実施が提案されており、施設管理・運営や自主事業に積極的に取り組む姿勢が伺える。

加えて、施設の延命化や設備等の修繕計画についても認識しており、町との連携も踏まえた中で先を見据えた対応が期待できる。

以上審議の結果、指定管理者として適当であると認めるものである。

8 芽室町公の施設に係る指定管理者選定委員会 委員名簿

役 職	氏 名	備 考
委員長	佐野 寿行	副町長
委 員	岩野 真志	民間人有識者
委 員	早苗 博司	民間人有識者
委 員	塚田 直子	民間人有識者
委 員	佐々木 快治	総務課長
委 員	佐藤 季之	都市経営課長